

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の記入手引き

（１）報告者（報告書提出対象者）

- 産業廃棄物を生ずる事業場^{（注）}が奈良県内（奈良市を除く）にあり、前年度中にマニフェストを交付した事業者が、奈良県知事あての報告対象者です。

（産業廃棄物を生ずる事業場が奈良市内の場合、奈良市長あてに報告してください。）

（注）産業廃棄物を生ずる事業場とは、事業活動に伴い産業廃棄物を発生する工場、医療機関等の事業場を指し、二次マニフェストを交付する中間処理施設もこれに該当します。また、建設業においては、建設工事、解体工事、改修工事等を行う場所がこれに該当します。

- 報告内容は、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの１年間に交付したマニフェストの内容について、事業場毎に様式第３号に記載してください。
- 当該期間中にマニフェストを交付していない場合は、報告不要です。
- 電子マニフェスト利用した分については、報告不要です。

（２）事業場の名称

- 支社、支店、営業所等、排出事業場の名称を記入してください。
- 排出事業場が複数ある事業者は、排出事業場毎に報告書を作成してください。
- 建設工事及び解体工事については、現場を管轄する支社、支店、営業所等の単位でまとめてください。

（３）業種（※別紙１参照）

- 日本標準産業大・中分類一覧より選択してください。
- 複数の業種を営む場合は、主要業種で報告してください。
- 記入欄には、日本標準産業分類の「中分類」から該当するものを記入してください。

（４）事業場の所在地

- 産業廃棄物が発生した事業場の所在地を記載ください。
- 排出事業場が複数ある事業者は、排出事業場毎に報告書を作成してください。
- 事業場が奈良市内の場合は、奈良市役所廃棄物対策課が報告書の提出先ですので、御注意ください。
- 建設工事及び解体工事については、現場を管轄する支社、支店、営業所等の単位でまとめてください。

（５）産業廃棄物の種類（※別紙２参照）

- 交付したマニフェストに記載されている産業廃棄物の種類を記入してください。
- 同種類の産業廃棄物で収集運搬業者と処分業者が異なる場合は、別行に分けて記入してください。
- 特別管理産業廃棄物の場合は、その旨を記入し、通常の産業廃棄物と分けて別行で記入してください。
- 石綿含有産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の場合は、その旨を記入し、産業廃棄物の種類ごとに別行に分けて記入してください。

（６）排出量（単位：t）（※別紙３参照）

- マニフェストを体積で記載したものは、換算表（別紙３）にて重量に換算してください。

(7) 管理票の交付枚数

- ・マニフェストの交付枚数を記入してください。

(8) 運搬受託者の許可番号/運搬受託者の氏名又は名称

- ・運搬受託者の氏名又は名称は、産業廃棄物の排出事業者（報告者）が直接委託契約を締結した収集運搬業者名を記入してください（産業廃棄物処理委託契約書に記載の収集運搬業者名）。
- ・許可番号は、奈良県の許可番号又は固有番号下6桁を記入してください。

(9) 運搬先の住所

- ・運搬先の住所は「運搬受託者の住所」ではなく、マニフェストに記載された処分場の住所を記入してください。
- ・運搬について、区間委任した場合は処理ルートごとに別行に分けて記入してください。（積替え保管場所と処分場は別行に記入してください。）

(10) 処分受託者の許可番号/処分受託者の氏名又は名称

- ・産業廃棄物の排出事業者（報告者）が直接委託契約を締結した処分業者名を記入してください（産業廃棄物処理委託契約書に記載の処分業者名）。
- ・許可番号は、奈良県の許可番号又は固有番号下6桁を記入してください。

(11) 処分場所の住所

- ・産業廃棄物の排出事業者（報告者）から排出された産業廃棄物が最初に処分された場所を記入してください。
（例）中間処理を経て最終処分した場合は、中間処理場の住所を記入。
最終処分場へ直送し埋立処分した場合は、最終処分場の住所を記入。
- ・運搬先の住所と処分場所の住所が同一の場合は、省略可。

(12) 排出者（報告者）が自身で運搬した場合の記入方法

- ・産業廃棄物の排出事業者（報告者）が自ら運搬し、処分のみを処分業者に委託した場合は、運搬受託者氏名欄に「自己運搬」と記入し、運搬先の住所欄に処分場の住所を記入してください。